

鳥取県暴力団排除条例一部改正

暴力団排除特別強化地域（鳥取市及び米子市の繁華街等の一部）に係る規制が

令和4年8月1日



から施行されます！

※ その他の改正として、暴力団事務所の開設及び運営を禁止する規制区域の拡大、暴力団事務所に対する立入検査等は、令和4年5月1日から施行されています。

1 禁止行為

暴力団排除特別強化地域内における特定営業者の営業に関し、特定営業者又は暴力団員による次の行為が禁止されます。

特定営業者	暴力団員
用心棒の役務の提供を受けること	用心棒の役務を提供すること
用心棒料やみかじめ料の利益の供与をすること	用心棒料やみかじめ料の利益の供与を受けること

※ 用心棒料とは・・・営業を営む者の営業に係る業務を円滑に行うことができるようにするため、顧客、従業員その他の関係者との紛争の解決又は鎮圧を行う役務の対償として支払われる金品等をいいます。

※ みかじめ料とは・・・営業を営むことを容認することの対償として支払われる金品等をいいます。

2 特定営業者

営業の種類	風俗営業	性風俗関連特殊営業	特定遊興飲食店営業	接客業務受託営業	飲食店営業※	風俗案内業	風俗情報業
業務形態	キャバクラ、パチンコ店、マーチャン店、ゲームセンター等	ソープランド、ファッシュンヘルス、ラブホテル、デリバリーヘルス等	ナイトクラブ、ダンスホール等	コンパニオン派遣業等	居酒屋、レストラン、寿司屋等	風俗案内所等	風俗情報誌等の発行やインターネットで風俗情報を閲覧させる事業者

※ 飲食店営業とは、午前6時から午後10時までの時間においてのみ営むものを除く酒類提供飲食店営業をいいます。



鳥取県警察



3 暴力団排除特別強化地域

県民の安全で平穏な生活を確保するため、暴力団の排除を特に強力に推進する必要がある地域を「暴力団排除特別強化地域」と定め、次の3地域を指定しています。

鳥取市 弥生町周辺地域



～鳥取市弥生町周辺地域～

鳥取市弥生町、末広温泉町、永楽温泉町、吉方温泉一丁目、栄町及び瓦町の区域のうち都市計画法第8条第1項第1号に掲げる商業地域に定められた地域

米子市 朝日町周辺地域



～米子市朝日町周辺地域～

米子市角盤町二丁目、角盤町三丁目、朝日町、尾高町、西倉吉町及び東倉吉町の区域のうち、国道9号、県道米子港線、市道角盤町三丁目1号線、市道角盤町通り西線、市道尾高町通り線及び市道中町灘町橋線によって囲まれた区域

米子市 皆生温泉三丁目の一部地域



～米子市皆生温泉三丁目の一部地域～

米子市皆生温泉三丁目の区域のうち、市道皆生温泉20号線、市道皆生温泉13号線、市道皆生温泉11号線及び市道皆生温泉14号線によって囲まれた区域

4 違反行為者に対する罰則規定

違反行為者には、
1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

※特定営業者、暴力団員の双方に適用

自首減免規定あり

特定営業者の自発的な申告を促すため、特定営業者に対しては**自首減免規定**を新設
※暴力団員には自首減免規定の適用なし。

問合せ先

鳥取警察署 電話 (0857) 32-0110 (代表)

米子警察署 電話 (0859) 33-0110 (代表)

警察本部捜査第二課 電話 (0857) 23-0110 (代表)